



島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第56号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則

（医 療 政 策 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第54号）

1 規則の概要

- (1) 将来看護職員の業務に従事しようとする看護学生に対し修学資金を貸与する対象となる施設に介護老人福祉施設及び介護医療院を追加することとした。（第3条関係）
- (2) 修学資金貸与申請書に添付する書類に係る規定の整備（第7条関係）
- (3) 修学資金の貸与の方法に係る規定の整備（第9条関係）
- (4) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。

規 則

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第54号

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則

看護学生修学資金貸与規則（昭和37年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中(カ)を(キ)とし、(キ)の次に次のように加える。

(カ) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設（次号において「介護老人福祉施設」という。）

第3条第1号アに次のように加える。

(カ) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院（次号において「介護医療院」という。）

第3条第2号ア中(カ)を(キ)とし、(キ)の次に次のように加える。

(カ) 介護老人福祉施設

第3条第2号アに次のように加える。

(カ) 介護医療院

第7条第2項中「並びに学業及び人物についての所見を記載した当該養成施設又は大学院の長の推薦書」を「、在学する学年を記載した在学証明書及び連帯保証人の印鑑登録証明書」に改める。

第9条第1項中「直ちに当該年度の修学資金交付申請書（様式第3号）を知事に提出し、かつ、貸与期間中は毎年3月末日までに翌年度分の修学資金交付申請書を」を「貸与期間中は、毎年4月15日までに在学する学年を記載した在学証明書を知事に」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

第10条及び第11条 削除

第12条第1項中「被貸与者」を「第8条に規定する修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「被貸与者」という。）」に改め、同条第3項中「前条」を「第9条第1項」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事

様

申請者氏名 (本人)

㊞

看護学生修学資金貸与申請書

修学資金の貸与を受けたいので、看護学生修学資金貸与規則第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けることとなった上は、同規則を遵守し、同規則第 3 条各号に定める施設又は団体において看護職員の業務に所定の期間勤務することを誓います。

貸与申請期間		年 月 日から		年 月 日まで		申請金額	円			
本 人	ふりがな					学校名等	学科 (修業年限 年) 学年在学中			
	氏 名									
	生年月日及び年齢	年 月 日生 (満 歳)								
	現住所及び電話番号	〒	() -		学校の所在地 及び電話番号	〒 () -				
帰省先住所及び電話番号	〒	() -								
家 族 の 状 況	続柄	氏 名	年齢	就労の有無	所得の区分	学 校		生計主体者と		
						種別	国公立又は 私立の別	自宅通学又は自 宅外通学の別	住居	生計
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
家族についての特記事項										
連帯保 証人	氏 名		㊞							
	住所及び電話番号		〒 () -							
貸与申請する修学資金	<input type="checkbox"/> 全県対象枠の専願 <input type="checkbox"/> 全県対象枠と過疎地域・離島枠の併願 (下記へお進みください。) ※必ずいずれかにチェックをしてください。									
就業予定の過疎地域・ 離島の市町村	※現時点で就業予定の医療施設等 (指定機関) が所在する市町村があればご記入ください。									

関係書類

- 1 市町村長の発行する所得証明書
- 2 学校等の在学証明書
- 3 連帯保証人の印鑑登録証明書

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の看護学生修学資金貸与規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定をする修学資金について適用し、同日前に貸与の決定をした修学資金については、なお従前の例による。